

きやっちはーる

平成19年3月10日

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》
 前田勝昭公認会計士事務所
 名古屋市中区金山1-15-10三井生命ビル8F
 Tel 052(332)6086 Fax 052(332)6096
<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第188回

株価も大暴落しました。つくづく、世界のグローバル化と世の中何があるかわからないという事実を、あらためて思い知られます。

決して好景気が続くわけではないし、逆に不景気が続くわけでもありません。

常に慎重さを忘れず、あきらめず、継続、努力する心を忘れないことが肝心ですね。

ところで、教育に関するある経営者の「談」を参考に記します。

どうぞ諦めずに、いい会社にしてください。

教育に苦労はつきもの、続ければ修行に変わる

何を言っても、何度も聞いてくれない部下がいたとしても、一流企業に行くような人たちと比べてはいけないし、焦ってはいけません。また、部下を育てねば、と焦っていると、ついつい「頑張れ、ヤル気をだせ」だとか、「なぜ、こんな失敗をしたんだ」と責めてしまいますが、「よく頑張ったな、エライやん。できるやんか!」と言うことのほうがよほどためになります。

私も、「こんなやつ辞めたほうが」と思うこともありましたが、「比べず・焦らず・あきらめず」の3つを信条にやってきました。彼らによい変化が見えるうれしい気分になるとお話ししてきましたが、もちろん楽しいことばかりではなかったし、むしろ苦しいことのほうが多いかもしれません。

しかし、結果が出るまで続けていれば、苦労が報われて「修行だったのだ」と感じられる日が必ずくる——よく言われることかもしれません、経営者である私も共に磨かれる「共育」につながっていきます。

従業員を「どうせ、こんなやっちゃん」と言ったが最後、自分自身が「こんなやっちゃん」になり下がってしまいます。過去と他人を変えようと焦ったり責めたりするのをやめ、教育とは自分と未来を変えていくことだと大きく構えていれば、ワクワクしてくるんと違いますか。

前田の《今人生を語る》第94回

めざめよ日本人^⑯

テレビ情報によりますと、このたび衆議院社宅と参議院社宅を建て直す、そして、それは1室2億円以上の価値に相当し、毎月の適正な家賃は100万円以上である。これを月々10万円程度で貸すという話でした。

今、国家財政が「破綻」するという今日、衆・参両議員の数も減らし、そして報酬も引き下げなければいけない時に、自分たちだけ優雅に過ごすということは、会社でいえば倒産しかけの会社の社長が、月々何百万の給料をもらい、大邸宅に住むに等しいわけで、どうにもならない暴挙です。

こんな国はどこにもありません！！

国民の義務として、国会議員に怒りをぶつけましょう！！
 なんとか日本を変えなければ！！

平成19年度税制改正

松村英治

【法人税】

① 減価償却制度の見直し

- 1) 今後新規に取得する資産について、現行の法定耐用年数経過の時における「残存価額」をなくし、法定耐用年数経過時点で100%まで償却可能とする
- 2) 「償却可能限度額」(取得価額の95%)を廃止する
⇒ 現在95%まで償却が進んでいる資産については、5年間で全額(100%)まで均等償却可能とする
- 3) IT分野の法定耐用年数を短縮する
 - ・ フラットパネルディスプレイ製造設備 10年 → 5年へ
 - ・ フラットパネル用フィルム材料製造設備 10年 → 5年へ

② 中小同族会社に対する留保金課税制度の廃止

中小企業(※資本金1億円以下)

③ 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制度の見直し

<対象法人>

同族関係者1グループで株式を90%以上保有し、かつ常務に従事する役員のうち同族関係者が過半数である法人

↓

オーナー役員の給与につき、個人で利用可能な「給与所得控除相当分」だけ法人の申告において損金不算入とする

<適用除外>

- 1) 基準所得(課税所得+オーナー役員給与) 800万円以下

↓

1,600万円以下

- 2) 基準所得(課税所得+オーナー役員給与)が3,000万円以下で、かつオーナー役員給与が基準所得の1/2以下

④ 相続時精算課税制度において

⇒ 取引相場のない株式の贈与を受ける場合には、一定の要件[※]を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についてその適用を選択することができると共に、2,500万円の非課税枠を3,000万円へ拡大する

※ 一定の要件

- ① 当該法人の発行済株式の総額が20億円未満であること(相続税評価額)
- ② 受贈者が当該会社の発行済株式の50%超を所有し、かつ議決権の50%超を有していること
- ③ 受贈者が当該会社の代表者として、会社の経営に従事していること
②、③について贈与税の申告期限から4年を経過する時において満たしていること